

加西市住民票の写し等本人通知制度に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前に登録した者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求を抑止し、及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「住民票の写し等」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、消除された住民票の写し、戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍の謄本又は抄本

2 この条例において、「第三者等」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人。ただし、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機により住民票の写しの交付を請求する者の代理人は除く。
- (2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 住民基本台帳に記録されている者（消除された者を含む。）
- (2) 戸籍の附票に記録され、又は記載されている者（消除された者を含む。）
- (3) 戸籍に記録され、又は記載されている者（除かれた者を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象者としな

(事前登録)

第4条 本人通知制度を利用しようとする者は、あらかじめその旨を登録するものとする。

(事前登録者への通知)

第5条 市長は、第三者等からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、当該事前登録者に次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日

- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び交付通数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月22日条例第28号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。